

日弁連消費者契約法改正試案とカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法

——フランス法——

角 田 光 隆

目 次

1. 序言
2. 日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版の意義
3. 日弁連消費者契約法改正試案とカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法の比較と課題
4. 結語

1. 序言

「EU指令とカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法—日本の電力小売市場の改革に関連して—」^①において、日弁連消費者契約法改正試案に言及した。これは、消費者法の改正の動向の文脈で採り上げた。その際に、当該論文の提出時期との関連で日弁連消費者契約法改正試案二〇一二年版を参照し、日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版^③は参照できなかった。

そこで、本稿は、日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版を含めて再びカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法との比較を行うことを目的としている。その際に、日弁連消費者契約法改正試案二〇一二年版と比較しつつ、日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版の存在理由に言及し、日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版とカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法を比較したいと考えている。これを踏まえて、この比較から出てくる課題と課題の解決の方向性を指摘しておきたい。

注

- (1) 拙稿「EU指令とカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法—日本の電力小売市場の改革に関連して—」神奈川ロージャーナル第七号(神奈川大学大学院法務研究科、二〇一四年一〇月)六三頁以下。
 (2) 日本弁護士連合会、消費者契約法日弁連改正試案、二〇一二年二月二六日、一頁以下。(http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120216_2.pdf)
 (3) 日本弁護士連合会、消費者契約法日弁連改正試案(二〇一四年版)、二〇一四年七月一七日、一頁以下。(http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion_140717_3.pdf)

2. 日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版の意義

2. 1 立法理由

日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版を作成し公表した理由は、日本弁護士連合会のホームページにおける「日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版」に言及されている。^④

これによれば、消費者契約法の改正の経緯に言及しながら消費者契約法の改正が必要不可欠で急務な立法課題であると結論づけ、「新民法典において消費者や消費者契約に関する特則規定が立法される可能性が極めて低くなった状況の下、消費者契約法の実体法改正に向けた実務作業が始動した現時点において、消費者契約被害の現状、本法の施行状況や裁判例の蓄積、本法をめぐる国内外の議論の進展等を踏まえ、法廷・交渉・相談といった現場において日々消費者被害の救済にあたっている法律実務家の視点から見たあるべき消費者契約に関する包括的民事ルールの具体的内容を呈示するという観点」を強調している個所が、その理由に該当する。

この中で指摘されている新たな民法（債権関係）の当初の計画が後退して消費者や消費者契約に関する特則規定が立法化されなくなったことが重要で、もし消費者や消費者契約に関する特則規定が立法化されたならば、消費者契約法の実体法改正の内容も変わったものになっていた。このことは、以下に指摘する日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版の内容を検討するうえで注意しておかなければならない点である。

注

(4) 日本弁護士連合会、日弁連消費者契約法改正試案(二〇一四年版)。(http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year2014/140717_3.html)

2. 2 日弁連消費者契約法改正試案二〇一二年版と日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版の比較

このような趣旨を持った日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版(以下において、二〇一四年改正試案と言う)を日弁連消費者契約法改正試案二〇一二年版(以下において、二〇一二年改正試案と言う)と比較して置くことにする。⁽⁵⁾

第一条の目的規定に関連して、二〇一二年改正試案と異なり二〇一四年改正試案は、事業者の誤認または困惑行為と、事業者の損害賠償の免責条項その他、無効の全部または一部を明示することによって、これらを強調している。しかし、これらは単に文言の修正を意味しているにすぎない。

定義規定に関する二〇一四年改正試案の第二条は、二〇一二年改正試案の第二条に相当する。これらの内容は同じである。

第三条の事業者の情報提供義務に関連して、二〇一二年改正試案と異なり二〇一四年改正試案は、第三条のタイトルを情報提供義務のほかに、説明義務という用語を追加している。これ自体は既に利用されていた同一の意味の用語を追加したという意義しかないが、その対象事項を単に重要事項という用語で済ませていたことからより具体的個別的に列挙することによって明瞭になったと言えるであろう。また、二〇一二年改正試案における消費者が理解することができする方法を二〇一四年改正試案において消費者が通常理解することができる方法及び程度と変更し、消費者が

理解できる程度に応じた情報提供し説明することを明瞭化した意義があると考えられる。その他に、消費者契約の締結に先立つ場合のほかに、その締結の際を追加したことも意義があると考えられる。

二〇一二年改正試案と異なり二〇一四年改正試案は、第四条の不当勧誘行為による取消しという包括的な用語から、誤認惹起行為を第四条とし、困惑惹起行為を第五条とし、つけ込み型不当勧誘を第六条として分類した。このように分類した方が明瞭になると考える。

誤認惹起行為に関する二〇一四年改正試案の第四条一項の中に、不実告知の場合に関する誤認と断定的判断の提供に関する誤認の二種類が規定されている。前者の誤認の場合においては主観的評価を含むのか否かは二〇一二年改正試案と異なり文言上からは分からなくなったと言える。これらの誤認と当該消費者契約の申込み又は承諾の意思表示の取消しの規定の仕方は、現行の消費者契約法の規定の仕方に戻っている。二〇一二年改正試案の第四条一号にあった重要事項について消費者が理解することができるとして情報提供を行わなかったことは、二〇一四年改正試案で除外されている。したがって、この場合は取消しの対象にならなくなったが前述した第三条に吸収されているのではないかと思う。後述する第七条の損害賠償の請求は可能である。二〇一四年改正試案の第四条二項の中に、不利益事実の不告知に関する誤認が規定されている。この場合も、主観的評価を含むのか否かは二〇一二年改正試案と異なり文言上からは分からなくなったと言える。この誤認と当該消費者契約の申込み又は承諾の意思表示の取消しの規定の仕方は、現行の消費者契約法の規定の仕方に戻っている。消費者が当該事実を拒否した場合も同様である。二〇一四年改正試案の第四条一項および二項において、消費者契約の締結に先立つ場合のほかに、その締結の際を追加したことは意義がある。二〇一四年改正試案の第四条三項および四項は、第一項および第二項の改正に伴ってこれらの条項を明示した。しかし、二〇一四年改正試案の第四条三項に対応する二〇一二年改正試案の第四条二項における重要事項

の定義の中から不確実な事項を含むという用語が二〇一四年改正試案の第四条三項には存在しないので、この点を含むのか否かは二〇一二年改正試案と異なり文言上からは分からなくなったと言える。また、二〇一二年改正試案の第四条三項における第三者対抗要件に関する善意の第三者は、二〇一四年改正試案の第四条四項では善意でかつ過失がない第三者に修正された。誤認惹起行為を受けた側の利益を考慮して第三者の保護要件を善意でかつ過失がないとして厳格化したことは意義があると考ええる。

困惑惹起行為に関する二〇一四年改正試案の第五条一項において、消費者契約の締結に先立つ場合のほかに、その締結の際を追加したことは意義がある。また、消費者の困惑と当該消費者契約の申込み又は承諾の意思表示の取消しの規定の仕方は、現行の消費者契約法の規定の仕方に戻っている。二〇一四年改正試案の第五条一項一号および二号は、二〇一二年改正試案の第四条一項五号および六号にそれぞれ対応する。これらの内容は同じである。二〇一四年改正試案の第五条一項三号において、二〇一二年改正試案の第四条一項七号および九号に該当する部分があるが、不安にさせる言動と、迷惑を覚えさせるような仕方という用語は新たに追加されたものである。二〇一二年改正試案の第四条一項八号は、二〇一四年改正試案の第五条一項には存在しない。二〇一四年改正試案の第四条四項の規定が二〇一四年改正試案の第五条の場合も第二項として準用されている。この点は正当である。

つけ込み型不当勧誘に関する二〇一四年改正試案の第六条は、二〇一二年改正試案の第四条一項一〇号の対象事項に変更を加えた。二〇一四年改正試案の第六条では、当該消費者の困窮、経験の不足、知識の不足、判断力の不足が並列しその他の合理的に判断できない事情が規定されている。これに対し、二〇一二年改正試案の第四条一項一〇号では、知識の不足と判断力の不足が並列し、判断力の不足の原因として加齢、疾病、恋愛感情、急迫した状態等が挙げられていた。両者を比較すると、二〇一四年改正試案の第六条の方が対象事項を広くカバーできるので適切であ

る。このような対象事項に続いて、二〇一二年改正試案の第四条一項一〇号は、それらのことを知っていた又は知り得べき場合であつて当該消費者に対し勧誘を行うべきでないにもかかわらず勧誘を行うこととしたが、二〇一四年改正試案の第六条はそれらのことを不当に利用したことによつて当該消費者の消費者契約の申込み又は承諾の意思表示を取消できるように修正を加えた。後者の方が妥当であろう。二〇一四年改正試案の第四条四項の規定が二〇一四年改正試案の第六条の場合も第二項として準用されている。この点は正当である。

二〇一四年改正試案の第七条は、不当勧誘行為と損害賠償義務に関するもので、二〇一二年改正試案の第一八条を修正した。この第一八条は、不当勧誘行為と不当条項を使用した場合に事業者の損害賠償責任を定めた。しかし、二〇一四年改正試案の第七条は、次の各号に掲げる行為その他の消費者の権利又は利益を不当に侵害する勧誘行為を不当勧誘行為と言つて事業者の過失責任を定めた。この点がすでに二〇一二年改正試案の第一八条と異なる部分である。しかも二〇一四年改正試案の第七条は、消費者契約の締結に先立ち、又は締結の際にという用語を付加している。二〇一四年改正試案の第七条の言う次の各号とは、第三条の情報提供義務・説明義務違反の場合、二〇一二年改正試案の第四条一項一一号に相当する場合、二〇一四年改正試案で新設された契約の意思のない者に契約の締結の勧誘を行う場合、二〇一二年改正試案の第四条一項一二号に相当する場合、二〇一二年改正試案の第四条一項一三号では包括的に消費者の利益を不当に害する行為としか規定されていないが、この条項に相当する前述した誤認惹起行為、困惑惹起行為、つけ込み型不当勧誘の場合である。

二〇一四年改正試案の第八条は、消費者公序に関する新たな規定である。この規定は二〇一二年改正試案には存在しない。その規定は、民法第九〇条の公序良俗の規定を事業者と消費者の間の特殊性を斟酌して具体化したものであると評価できる。

二〇一四年改正試案の第九条は、媒介の委託を受けた第三者及び代理人に関する規定である。この規定の第一項と第二項は二〇一二年改正試案の第五条に相当するが、二〇一四年改正試案の前述した条項の変更に伴って修正を加えている。しかし、二〇一四年改正試案の第九条三項は新設規定で、第三者の詐欺の場合である。この規定を導入したことは正当である。

二〇一四年改正試案の第一〇条は、解釈規定で二〇一二年改正試案第六条に相当するが、二〇一四年改正試案の前述した条項の変更に伴って修正を加えている。

二〇一四年改正試案の第一一条は、取消権の行使期間等に関する規定で二〇一二年改正試案第七条に相当するが、二〇一四年改正試案の前述した条項の変更に伴って修正を加えている。

二〇一四年改正試案の第二二条は、追認及び法定追認の排除に関する規定で二〇一二年改正試案第八条に相当するが、文言の修正を行っている。

消費者契約約款に関する二〇一四年改正試案の第一三条一項から四項までは、二〇一二年改正試案の第九条一項から四項までに相当する。これらの内容は同じである。しかし、二〇一四年改正試案の第一三条五項は、『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』に対する意見（二〇一三年六月二〇日）を踏まえて規定されている。二〇一四年改正試案の第一三条五項は、民法（債権関係）の改正に関する中間試案を踏襲し、事業者、消費者、当該消費者契約約款の用語を使って文言を変更したものである。二〇一四年改正試案の第一三三六項は、民法（債権関係）の改正に関する中間試案に対する日弁連の意見に事業者、消費者、当該消費者契約約款の用語を使って文言を変更したものである。このような二〇一四年改正試案の第一三三三の趣旨は正当なものである。

契約条項の明確化・平易化に関する二〇一四年改正試案の第一四条は、二〇一二年改正試案の第一〇条に相当し条

文番号を変更しただけである。この規定の内容自体に異論はない。

契約条項の解釈準則に関する二〇一四年改正試案の第一五条は、二〇一二年改正試案の第一条に相当し条文番号を変更しただけである。この規定の内容自体に異論はない。

不当条項の効力に関する二〇一四年改正試案の第一六条一項は、二〇一二年改正試案の第一二条一項に相当するが第一二条二項の最初の文章を再度使用し信義誠実の原則に反するものを無効とした文言の修正を行った規定である。二〇一四年改正試案の第一六条二項は、第一六条一項を受けて消費者契約の条項が消費者の利益を信義誠実の原則に反する程度に害しているのかの判断基準を提示している。この規定は、二〇一二年改正試案の第一二条二項とは異なる規定の仕方をしている。

不当条項とみなす条項に関する二〇一四年改正試案の第一七条は、二〇一二年改正試案の第一三条に相当する規定である。二〇一四年改正試案の第一七条一号、二号、三号、四号、五号は、二〇一二年改正試案の第一三条一号、二号、三号、四号、五号に相当する。これらの内容は同じである。二〇一四年改正試案の第一七条六号は、二〇一二年改正試案の第一三条六号と異なり当該消費者契約の解除に伴うという用語を先頭に追加している。二〇一四年改正試案の第一七条七号は、二〇一二年改正試案の第一三条七号において年一四・六パーセントとしていたものを民法が定める法定利率の二倍に変更した。二〇一四年改正試案の第一七条八号は、二〇一二年改正試案の第一三条八号に相当する。これらの内容は同じである。二〇一四年改正試案の第一七条九号は、二〇一二年改正試案の第一三条九号に相当するが第一三条九号にある民法第五四一条ないし第五四三条等を削除し法令に基づくという用語に置き換えている。二〇一二年改正試案の第一三条一〇号は、二〇一四年改正試案の第一八条一二号に移動した。二〇一四年改正試案の第一七条一〇号は、二〇一二年改正試案の第一三条一一号に相当する。これらの内容は同じである。二〇一四年

改正試案の第一七条一一号は、二〇一二年改正試案の第一三条一二号に相当する。これらの内容は同じである。二〇一二年改正試案の第一三条一三号は、二〇一四年改正試案の第一七条に規定されていない。二〇一四年改正試案の第一七条一二号は、二〇一二年改正試案の第一三条一四号に相当する。これらの内容は同じである。二〇一二年改正試案の第一三条一五号は、二〇一四年改正試案の第一七条に規定されていない。二〇一四年改正試案の第一七条一三号は、二〇一二年改正試案の第一三条一六号に相当するが文言の修正を行っている。二〇一二年改正試案の第一三条一七号は、二〇一四年改正試案の第一八条一七号に移動した。これらの不当条項とみなす条項の内容はさらに検討を要する。

不当条項と推定する条項に関する二〇一四年改正試案の第一八条一号、二号、三号は、二〇一二年改正試案の第一四号の一号、二号、九号に相当する。これらの内容は同じである。二〇一二年改正試案の第一四号五号は、二〇一四年改正試案の第一八条に規定されていない。二〇一四年改正試案の第一四号四号は、二〇一二年改正試案の第一四号六号に相当するが文言の修正を行っている。二〇一四年改正試案の第一八条五号は、二〇一二年改正試案の第一四号七号に相当する。これらの内容は同じである。二〇一四年改正試案の第一八条六号は、二〇一二年改正試案の第一四号八号に相当するが、括弧書きの部分にその他消費者に信用不安が生じたと客観的に認められるような事由を追加した。二〇一四年改正試案の第一八条七号は、二〇一二年改正試案の第一四号一四号に相当するが、二〇一二年改正試案の第一四号一四号における文言を簡略化し括弧書きとして第一七条一号から五号までの規定に該当する場合を除くという用語を追加した。二〇一四年改正試案の第一八条八号は、二〇一二年改正試案の第一四号一二号に相当するが、括弧書きとして第一七条一号から五号までの規定に該当する場合を除くという用語を追加した。二〇一四年改正試案の第一八条九号は、二〇一二年改正試案の第一四号四号に相当するが文言の修正を行っている。二〇一二年改正

試案の第一四一〇号と一一号は二〇一四年改正試案において削除された。二〇一四年改正試案の第一八条一〇号は、二〇一二年改正試案の第一四一九号に相当するが文言の修正を行っている。二〇一四年改正試案の第一八条一七号は、二〇一二年改正試案の第一四二〇号に相当する。これらの内容は同じである。二〇一四年改正試案の第一八条二二号は、二〇一二年改正試案の第一四二三号に相当するが、民法第二九五条と第五〇五条の場合を追加した。二〇一二年改正試案の第一四一三三号は、二〇一四年改正試案の第一八条に規定されていない。二〇一四年改正試案の第一四一三六号は、二〇一四年改正試案の第一八条に規定されていない。二〇一二年改正試案の第一四一三七号は、二〇一四年改正試案の第二三三三項に移動した。二〇一四年改正試案の第一八条一四号は、二〇一二年改正試案の第一四二一四号は、二〇一四年改正試案の第一四一八号に相当する。これらの内容は同じである。二〇一二年改正試案の第一四二一四号は、二〇一四年改正試案の第二三三三項に移動した。二〇一四年改正試案の第一八条一五号は、二〇一二年改正試案の第一四二二二号に相当する。これらの内容は同じである。二〇一四年改正試案の第一八条一六号は、二〇一二年改正試案の第一四二二三号に相当する。これらの内容は同じである。二〇一四年改正試案の第一八条一七号は、二〇一二年改正試案の第二三三三項に相当する。これらの不当条項と推定する条項の内容はさらに検討を要する。

不当条項の効果に関する二〇一四年改正試案の第一九条一項は、二〇一二年改正試案の第一五五条一項に相当するが、但書として当該条項全体を無効とすることが消費者の利益に反することになる場合を追加している。二〇一四年改正試案の第一九条二項は、二〇一二年改正試案の第一五五二項に相当する。これらの内容は同じである。

二〇一四年改正試案の第二〇条は不当条項使用行為と損害賠償義務に関する規定で、二〇一二年改正試案の第一八条に相当する。しかし、二〇一二年改正試案の第一八条が規定する不当勧誘行為を行なったとき、又は不当条項を使

用したときという用語はなくなり、二〇一四年改正試案の第二〇条では消費者の権利又は利益を侵害した場合に修正されている。さらに、二〇一四年改正試案の第二〇条は、過失責任主義を明示している。

消費者契約の取消し及び無効の効果に関する二〇一四年改正試案の第二一条は、二〇一二年改正試案の第一六条に相当する。しかし、二〇一二年改正試案の第一六条二項の事業者が行った行為の態様等が二〇一四年改正試案の第二一条二項においてより詳細に修正された。この修正は明瞭化のために有益である。

複数契約の取消し、無効及び解除に関する二〇一四年改正試案の第二二条は、二〇一二年改正試案の第一七条に相当するが文言が修正された。

損害賠償請求権に関する二〇一二年改正試案の第一八条は、二〇一四年改正試案において第七条と第二〇条に規定された。第七条が不当勧誘行為に関するもので、第二〇条が不当条項使用行為に関するものである。

継続的契約の中途解約権に関する二〇一四年改正試案の第二三条は、二〇一二年改正試案の第一九条に相当するが大幅な修正が行われた。二〇一四年改正試案の第二三条一項は、将来に向かった解約において事業者に対し相当な期間を定めた通知をすることを求めた。これは相手方の立場を考慮するならば正当であろう。その他に、継続的契約の内容について明瞭になった。すなわち、役務の提供、役務の提供に関する権利の販売、物品等の販売、物品の賃貸について有償で二か月以上の期間に及ぶものを継続的契約としたのである。二〇一四年改正試案の第二三条二項は、解約金に関する新設規定である。二〇一四年改正試案の第二三条三項は、中途解約権を認めない契約条項を不当条項とみなす新設規定である。二〇一四年改正試案の第二三条四項は、中途解約権を制限する契約条項と第二三条二項に反する解約金を請求する契約条項を不当条項と推定する新設規定である。これらの新設規定は正当である。ただし、解約金に関連して契約期間一か月分の対価または契約期間が一か月未満の場合における最小区分の契約期間の対価につ

いては検討の余地がある。

目的物交付前解除権に関する二〇一四年改正試案の第二四条は、「民法（債権関係）改正に関する意見書（その四）—消費者に関する規定部分—」（二〇一二年一〇月二三日）に相当するが、二〇一四年改正試案の第二四条三項が示しているように前二項に反する消費者契約の条項は不当条項と推定する部分と推定する部分とが新たな規定である。この点は正当である。

期限前弁済に関する二〇一四年改正試案の第二五条は、「民法（債権関係）改正に関する意見書（その四）—消費者に関する規定部分—」（二〇一二年一〇月二三日）に相当するが、二〇一四年改正試案の第二五条三項が示しているように前二項に反する消費者契約の条項は不当条項と推定する部分と推定する部分とが新たな規定である。この点は正当である。

抗弁権の接続に関する二〇一四年改正試案の第二六条は、「民法（債権関係）改正に関する意見書（その四）—消費者に関する規定部分—」（二〇一二年一〇月二三日）に相当するが文言の修正が行われた。

賃貸借契約における原状回復義務を加重する条項の無効に関する二〇一四年改正試案の第二七条は、「民法（債権関係）改正に関する意見書（その四）—消費者に関する規定部分—」（二〇一二年一〇月二三日）に相当するが文言の修正が行われた。

他の法律の適用に関する二〇一四年改正試案の第二八条は、二〇一二年改正試案の第二〇条に相当するが文言の修正が行われた。

事業者間契約への準用に関する二〇一四年改正試案の第二九条は、二〇一二年改正試案の第二一条に相当するが文言の修正が行われた。この規定を置くことは正当である。

注

(5) 日本弁護士連合会、前掲注(3)、消費者契約法日弁連改正試案(二〇一二年版)及び民法(債権関係)改正問題に関する日弁連意見書と消費者契約法日弁連改正試案(二〇一四年版)との条文対照表。

2. 3 現行の消費者契約法と日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版の比較

前述したように、日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版を日弁連消費者契約法改正試案二〇一二年版と比較することによって、その新たな改正試案の特徴を論じた。

ここでは、改正の対象となった現行の消費者契約法(以下において、現行法と言う)と日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版(以下において、二〇一四年改正試案と言う)⁽⁶⁾を比較することによって、この改正試案の特徴を明らかにする。

目的規定である二〇一四年改正試案の第一条は、現行法第一条に相当するが文言の修正を行っている。

定義規定である二〇一四年改正試案の第二条は、現行法第二条に相当するが事業の定義の仕方を変更した。現行法第二条は「事業として又は事業のために」となっているが、二〇一四年改正試案の第二条は、「事業に直接関連する取引をするために」と変更したのである。いずれにせよ法の解釈によってこれらの文言を明らかにする必要がある。

情報提供義務・説明義務に関する二〇一四年改正試案の第三条は、現行法第三条一項に相当するが大幅な修正を行っている。すなわち、消費者契約の締結に先立ち又は締結に際しというように情報提供義務・説明義務を行う時期を明瞭にしたこと、情報提供義務・説明義務の対象を個別に列挙したこと、消費者が通常理解することができる方法及び程度を斟酌して情報提供義務・説明義務を行うことである。現行法第三条二項は、二〇一四年改正試案の第三〇条

において規定されていない。

誤認惹起行為に関する二〇一四年改正試案の第四条は、現行法第四条一項、二項、四項、五項に相当するが文言の修正を行った。すなわち、二〇一四年改正試案の第四条一項において消費者契約の締結に先立ち又は締結に際しという時期を明示したことが、二〇一四年改正試案の第四条一項二号において現行法第四条一項二号と異なり単に不確実な事項としたこと、二〇一四年改正試案の第四条二項において消費者契約の締結に先立ち又は締結に際しという時期を明示したことが、不利益事実を故意に告げなかったのではなく単に告げなかったとしたこと、二〇一四年改正試案の第四条三項において現行法第四条四項にあった重要事項の個別的な列挙がなくなったこと、二〇一四年改正試案の第四条四項において現行法第四条五項に善意の第三者となっていたのを善意でかつ過失のない第三者に変更したことである。

困惑惹起行為に関する二〇一四年改正試案の第五条は、現行法第四条三項、五項に相当するが文言の修正を行った。すなわち、二〇一四年改正試案の第五条一項において消費者契約の締結に先立ち又は締結に際しという時期を明示したこと、二〇一四年改正試案の第五条一項一号および二号は現行法第四条三項一号および二号と同じであるが、二〇一四年改正試案の第五条一項三号は現行法第四条三項にない新設規定であること、二〇一四年改正試案の第五条二項が現行法第四条五項と異なる善意でかつ過失のない第三者に関する二〇一四年改正試案の第四条四項を準用していることである。

つけ込み型不当勧誘に関する二〇一四年改正試案の第六条、不当勧誘行為と損害賠償義務に関する二〇一四年改正試案の第七条、消費者公序に関する二〇一四年改正試案の第八条は、現行法にない新設規定である。

媒介の委託を受けた第三者及び代理人に関する二〇一四年改正試案の第九条は、現行法第五条に相当するが修正を

行っている。すなわち、二〇一四年改正試案の第九条一項および二項において民法第九六条一項の規定のうち詐欺による意思表示の取消しの規定を追加したこと、第三者の詐欺の場合に関する二〇一四年改正試案の第九条三項を新設したことである。

解釈規定に関する二〇一四年改正試案の第一〇条は、現行法第六条に相当するが文言を修正した。

取消権の行使期間等に関する二〇一四年改正試案の第一一条は、現行法第七条に相当するが修正を行っている。すなわち、二〇一四年改正試案の第一一条一項において現行法第七条一項が「追認をすることができる時から六箇月間」となっているのを「取消しの原因となっていた状況（心理的な影響を含む。）が消滅した時から三年間」に変更したのと、二〇一四年改正試案の第一一条一項において現行法第七条一項が「当該消費者契約の締結の時から五年」となっているのを「当該消費者契約の締結の時から一〇年」に変更したことなどである。

追認及び法定追認の排除に関する二〇一四年改正試案の第二二条と、消費者契約約款に関する二〇一四年改正試案の第一三条は、現行法にない新設規定である。

契約条項の明確化・平易化に関する二〇一四年改正試案の第一四条は、現行法第六条に相当するが文言を修正した。

契約条項の解釈準則に関する二〇一四年改正試案の第一五条は、現行法にない新設規定である。

不当条項の効力に関する一般規定についての二〇一四年改正試案の第一六条は、現行法第一〇条に相当するが文言を修正した。二〇一四年改正試案の第一六条一項は現行法第一〇条の後半部分に該当し、二〇一四年改正試案の第一六条二項は現行法第一〇条の前半部分に該当するのではないかと推測する。

不当条項とみなす条項に関する二〇一四年改正試案の第一七条一号から五号までは、現行法第八条に相当するが文

言を修正した。たとえば、二〇一四年改正試案の第一七条五号イおよびロにおいて現行法第八条二項一号および二号にない「当該責任に基づく義務を履行された場合」を追加したことなどである。

不当条項とみなす条項に関する二〇一四年改正試案の第一七条六号および七号は、現行法第九条に相当するが修正を加えている。すなわち、二〇一四年改正試案の第一七条六号における但書の部分で、現行法第九条における「これらの合算した額」以降の文章が修正されている。また、二〇一四年改正試案の第一七条七号において現行法第九条二号が年一四・六パーセントとするのを民法が定める法定利率の二倍に変更したことである。

不当条項とみなす条項に関する二〇一四年改正試案の八号から一三号まで、不当条項に関する二〇一四年改正試案の第一八条、不当条項の効果に関する二〇一四年改正試案の第一九条、不当条項使用行為と損害賠償義務に関する二〇一四年改正試案の第二〇条、消費者契約の取消し及び無効の効果に関する二〇一四年改正試案の第二一条、複数契約の取消し無効及び解除に関する二〇一四年改正試案の第二二条、継続的契約の中途解約権に関する二〇一四年改正試案の第二三条、目的物交付前解除権に関する二〇一四年改正試案の第二四条、期限前弁済に関する二〇一四年改正試案の第二五条、抗弁権の接続に関する二〇一四年改正試案の第二六条、賃貸借契約における原状回復義務を加重する条項の無効に関する二〇一四年改正試案の第二七条は、現行法にない新設規定である。

他の法律の適用に関する二〇一四年改正試案の第二八条は、現行法第二一条に相当するが文言の修正を行っている。

事業者間契約への適用に関する二〇一四年改正試案の第二九条は、現行法にない新設規定である。

注

- (6) 日本弁護士連合会、前掲注(3)、一頁以下。
 (7) 第二回消費者契約法専門委員会、山本健二委員提出資料、資料五―一―三 現行の消費者契約法と日弁連改正試案との条文対照表。
http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting5/doc/141121_shiryous_1_3.pdf

3. 日弁連消費者契約法改正試案とカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法の比較と課題

日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版⁽⁸⁾は、基本的に日弁連消費者契約法改正試案二〇一二年版⁽⁹⁾を引き継いでいる。したがって、前著において、日弁連消費者契約法改正試案二〇一二年版とカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法⁽¹⁰⁾を比較した際に指摘したことが日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版との比較においても当てはまると言えるであろう。しかし、異なる部分もあるので、この点を含めて以下において両者の関係を再度確認し、ここから出てくる課題と課題の解決の方向性を指摘したいと思う。

注

- (8) 日本弁護士連合会、前掲注(3)、一頁以下。
 (9) 日本弁護士連合会、前掲注(2)、一頁以下。
 (10) 拙稿、前掲注(1)、九六頁以下。
 (11) 拙稿、前掲注(1)、九四頁以下。

3. 1 日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版とカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法の比較

カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法（以下において、エネルギー法と言う）第5条は、保護される消費者の権利に関する規定で、保護される消費者の権利の範囲と法の抵触に関して規定する。この規定は、第2編の消費者の権利が他の法律の消費者の権利に追加したものであること、第2編の消費者の権利を制限的に解釈できないこと、他の法律と抵触する場合には第2編の規定が優先することを定める。このことは、我国における消費者契約法のような一般的な消費者保護法のほかに、電気やガスを購入する消費者を対象とする特別法との関係に類似するのではないかと思う。

エネルギー法第6条は、契約の文言の曖昧さを消費者に有利に解釈することを規定する。この規定は、契約条項の解釈準則に関する日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版（以下において、二〇一四年改正試案と言う）の第一条の内容と一致するものである。

エネルギー法第12条は、契約において必要とされる情報に関する規定で、提供される情報、消費者の承認と署名、契約において許容されない情報に関して規定する。この規定は、情報提供義務・説明義務に関する二〇一四年改正試案の第三条に類似している。

エネルギー法第19条は、契約の取消しに関する規定で、契約締結日から契約書のコピーの交付と消費者の受領確認後の一〇日以内の契約の取消し、契約に必要とされる情報提供がなされない場合における契約締結日からの契約の取消し、不公正な取引がなされた場合における契約締結日からの契約の取消しなどを定める。この規定は、不当勧誘行為による取消しに関する日弁連消費者契約法改正試案二〇一二年版の第四条一項一号の内容と一致していたが、しか

し二〇一四年改正試案においてはそのような規定がなくなつた。

エネルギー法第23条は、契約の取消しに基づく返金に関する規定で、エネルギー法第19条1項または3項の場合における返金、エネルギー法第19条2項の場合における返金、エネルギー法第19条4項の場合における返金に関して規定する。この規定は、消費者契約の取消し及び無効の効果に関する二〇一四年改正試案の第二一条に類似している。ただし、エネルギー法第19条において指摘したことに留意する必要がある。

エネルギー法第24条は、前払い金の返金に関する規定で、エネルギー法第19条2項、4項、5項の場合における返金に関して規定する。この規定は、エネルギー法第23条の場合と同様に、消費者契約の取消し及び無効の効果に関する二〇一四年改正試案の第二一条に類似している。ただし、エネルギー法第19条において指摘したことに留意する必要がある。

エネルギー法第27条は、紛争が生じた場合に消費者が供給者に訴えを提起できることに關して定め、契約の取消しと契約の無効に關連する規定と損害賠償に關する規定からなる。この規定は、二〇一四年改正試案に直接關連するものはない。しかし、契約の取消しと契約の無効に關連する規定と損害賠償に關する規定に關連するものは、たとえば、誤認惹起行為による取消しに關する二〇一四年改正試案の第四条、困惑惹起行為による取消しに關する二〇一四年改正試案の第五条、つけ込み型不当勧誘による取消しに關する二〇一四年改正試案の第六条、不当勧誘行為と損害賠償義務に關する二〇一四年改正試案の第七条、消費者公序に關する二〇一四年改正試案の第八条、不当条項の効力に關する一般規定についての二〇一四年改正試案の第一六条、不当条項とみなす条項に關する二〇一四年改正試案の第一七条、不当条項と推定する条項に關する二〇一四年改正試案の第一八条、不当条項の効果に關する二〇一四年改正試案の第一九条、不当条項使用行為と損害賠償義務に關する二〇一四年改正試案の第二〇条、複數契約の取消し無効及

び解除に関する二〇一四年改正試案の第二二条、継続的契約の中途解約権に関する二〇一四年改正試案の第二三条、目的物交付前解除権に関する二〇一四年改正試案の第二四条、賃貸借契約における原状回復義務を加重する条項の無効に関する二〇一四年改正試案の第二七条である。

このように、エネルギー法と二〇一四年改正試案に関連する諸規定が重なるものは、一部である。したがって、消費者契約法の一部はエネルギー法においても重要な役割を持つことが明らかである。しかし、それらが重ならない部分は、エネルギー法の独自のものである。この部分については、電気事業法に重なることをすでに同じ個所で論じた。しかしまた、電気事業法の規定内容だけでは必ずしも消費者保護を十分に達成できるわけではないことも指摘していた。⁽¹²⁾

注

(12) 拙稿、前掲注(1)、九六頁以下。

3. 2 フランス法

エネルギー分野の消費者保護に関する事項を規律する法制度は、カナダのオンタリオ州において独自にエネルギー消費者保護法という形式で規律されていた。エネルギー分野という特殊性があるので、そのような形式を採用するのが妥当であろう。

このことはすでにエネルギー消費者保護法自体において示唆されていたことである。これは、エネルギー消費者保護法第5条である。この規定は、保護される消費者の権利に関する規定で、保護される消費者の権利の範囲と法の抵

触に関して定めるもので、第2編の消費者の権利が他の法律の消費者の権利に追加したものであること、第2編の消費者の権利を制限的に解釈できないこと、他の法律と抵触する場合には第2編の規定が優先することを定めている。

この内容から消費者の権利に関する法律が他にあることが分かるのである。このような多重構造によってエネルギー分野における消費者の権利が保護されているのである。

このことは単に英米法諸国に属するカナダに限定されているものではない。大陸法諸国に属するフランスにおいても同じことが言えるのである。

フランスにおいて、エネルギー分野における事業者と消費者を規律する法律は、たとえば、民法典、消費法典、電気法典、エネルギー法典である。同じく、このような多重構造によってエネルギー分野における消費者の権利が保護されているのである。

これらの法典の中でエネルギー法典における消費者保護に関連する諸規定を簡単に紹介しておくことにする。¹³⁾

エネルギー法典における消費者保護に関連する諸規定は、第1巻第2編の公共サービス義務と消費者の保護に定められている。

公共サービス義務は、二〇〇九年の電気の域内市場のための共通ルールに関する指令（以下において、電気指令と言う）第3条に規定されていたものである。同様の規定が、二〇〇九年の天然ガスにおける域内市場のための共通ルールに関する指令第3条においても規定されている。¹⁴⁾この公共サービス義務は、電気指令第3条2項によれば、供給の安定性を含んだ安全性が保たれること、規則正しいこと、品質が保たれていること、供給の価格が適切であること、エネルギーの効率率・再生可能な供給源に由来するエネルギー・気候の保護を含んだ環境の保護を目的としていることを内容とする。また、電気指令第3条6項によれば、事業者が公共サービス義務を課すことやすべての家庭の顧客

と小規模事業者にユニバーサルサービスを享受させることを実施するために、金銭的補償その他の補償等がなされることを読み取ることができる。

電気指令を国内法化したエネルギー法典第1巻第2編の公共サービス義務と消費者の保護に関する諸規定は、電気指令第3条の趣旨を引き継いでいる。検討を要するが、この公共サービス義務は具体的なエネルギー政策および措置を裏付ける理念として我国にも受け入れるべきであると考えている。消費者の保護に関する諸規定も我国において参考とすべきであると思う。

エネルギー法典第1巻第2編の公共サービス義務と消費者の保護に関する諸規定のうち、公共サービス義務に関する諸規定は、L121-1条からL121-47条までに定められている。消費者の保護に関する諸規定は、L122-1条からL122-7条までに規定されている。これらの諸規定は、EU指令を具体化したものとして詳細に定められている。

注

- (13) Code de l'énergie (<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000023983208&dateTexte=20150101>)
 (14) 拙稿、「電力市場改革と消費者法」神奈川ロージャーナル第六号(神奈川大学大学院法務研究科、二〇一三年九月)二三頁以下。
 同、前掲注(一)、九一頁以下。これらのEU指令とフランスのエネルギー法典第1巻第2編の公共サービス義務と消費者の保護に関する諸規定は別に論ずる予定である。

3. 3 課題

前述したように、日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版をカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法と比較したことによって明らかになったことは、これらの諸規定が重なるものは一部であるということである。それらが

重ならない部分は、電気事業法第二条の一二から第二条の一七までと部分的に重なることが判明した。これらの内容から判断する限り、これらの電気事業法の諸規定の内容だけでは必ずしも消費者保護を十分に達成できていると評価できるわけではない。このことは、カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法やフランスのエネルギー法典第 1 巻第 2 編の公共サービス義務と消費者の保護に関する諸規定を考慮しただけで明らかである。

したがって、検討の余地があるが、カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法やフランスのエネルギー法典第 1 巻第 2 編の公共サービス義務と消費者の保護に関する諸規定を導入する方向で、消費者保護の観点から当該電気事業法の諸規定などを見直してみる余地があるのではないかと思う。

4. 結語

本稿は、電気エネルギーの供給を受ける家庭部門の消費者の権利を強化するために、日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版とカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法の比較という観点から検討した。その際に、日弁連消費者契約法改正試案二〇一四年版の立法理由、日弁連消費者契約法改正試案二〇一二年版、現行の消費者契約法、電気事業法、フランス法に言及した。

その結果として得られた結論は、消費者保護の観点から当該電気事業法の諸規定などを見直してみる余地があるということである。その際に、検討の余地があるが、カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法やフランスのエネルギー法典第 1 巻第 2 編の公共サービス義務と消費者の保護に関する諸規定を導入する価値があると考えた。

しかし、東日本大地震を契機に始まった電力市場改革から生じた消費者の権利の検討は、前述した EU 指令、カナ

ダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法、フランスのエネルギー法典第1巻第2編の公共サービス義務と消費者の保護に関する諸規定に定められた法原則の領域に限定されるものではない。これらを超えた広がりを持つている。⁽¹⁵⁾新しいスマートシティに対応した消費者の権利を体系的に確立する時期が到来していると考えている。

注

(15) IICP情報通信政策研究所「スマートグリッド関連サービスにおけるプライバシー・個人情報保護に関する調査研究」二〇二二年三月。<http://www.soumu.go.jp/icmp/chousakankyuu/data/research/survey/telecom/2012/smartgrid2012.pdf>